

令和2年度 第1回和歌山県森林審議会 議事録

日時：令和2年7月29日（水）13：30～15：00

場所：和歌山県庁北別館2階大会議室

小川副課長
（以下「司会」）

【開 会】

定刻となりましたので、ただ今から、令和2年度第1回和歌山県森林審議会を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙にも関わらずご出席をいただき、誠にありがとうございます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、林業振興課の小川でございます。どうぞよろしくお願い致します。

それでは、お手元の資料のご確認をお願い致します。

本日の

- ・ 配布資料一覧
 - ・ 次第
 - ・ 委員名簿
 - ・ 配席図
 - ・ 森林審議会関係法令等
 - ・ 報告事項－1としまして「林地開発行為の許可に関することについて（変更許可事後報告）」
 - ・ その他－1としまして「令和2年度森林・林業局の施策の概要について」
 - ・ 令和2年度 森林・林業及び山村の概況
- でございます。
- 資料に不足等はございませんか。

まず、和歌山県森林審議会について、簡単にご説明致します。

お手元に配布しております資料の「森林審議会関係法令等」をご覧ください。

森林法第68条第1項において、「都道府県に都道府県森林審議会を置く」こととされており、この規定に基づき、和歌山県森林審議会を設置してございます。

また、審議会の所掌事務は、森林法第68条第2項及び第3項の規定による事項となっております。

具体的には、森林法に基づく事項として、

- ・地域森林計画の策定、変更に関すること。
- ・地域森林計画の対象森林となっている民有林における開発行為に関すること。
- ・保安林の指定、指定の解除に関すること。

そして、森林病虫害等防除法に基づく事項として、

- ・高度公益機能森林の指定、変更等に関すること。

などがございます。

この他、森林法の施行に関する重要事項について、知事の諮問に応じて答申すること。

などとなっております。

本審議会の委員につきましては、森林法第70条第3項の規定に基づき、2年の任期となっております。皆様には、4月1日付けで、委員の委嘱をさせていただいたところでございます。

それではここで、委員の皆様をご紹介します。

■■■■ 委員でございます。

なお、■■■■ 委員

■■■■ 委員におかれましては、本日所用のためご欠席で
ございます。

司 会

それでは、開会にあたりまして、和歌山県農林水産部森林・林業局長の 山野井 道信からご挨拶申し上げます。

森林・林業
局長

皆様方におかれましては、お忙しい中、また新型コロナウイルスで何かと大変な中、お越し頂きありがとうございます。

現在の県内の新型コロナウイルスの状況を説明致します。

ゴールデンウィークを挟む自粛期間では、和歌山県の最高の入院患者数は29人でした。ところが昨日時点では40人となっております。

和歌山県における感染対策用ベッドの床数は、2月に知事が記者会見で40床くらいと申しておりましたが、今では100床くらいまで増えていますので、しばらくは大丈夫ですが、県内を見ますと新宮・東牟婁地域以外では全て出ている状態です。

今日はこのような状況で、感染対策を万全にさせて頂いていますので、アルコール消毒液等を用意しておりますので、必要に応じてお申し出頂ければと思います。

これから4連休やお盆がありますので、皆さんくれぐれもご注意なさってください。

ちなみに和歌山県庁の中ではまだ感染者が出ていませんので、初めての感染者にならない様に、職員は特に気を付けているところでございます。

長くなりましたが、通常の挨拶に戻らせて頂きます。

平素から県政の推進、とりわけ林務行政につきまして、格段のご指導とご高配を賜っておりますことを、この場をお借りして、重ねてお礼を申し上げます。

この間の豪雨により、熊本の球磨川流域が惨たんたる光景となっております。それから、岐阜でもそうですし、昨日は山形、福島でも大量の雨が降りました。

この様に全国で豪雨災害が発生しておりますが、和歌山県の状況はというと、和歌山県もご多分に漏れず、7月の中旬に、連続雨量が護摩壇山で1,000ミリを超えるような雨が降りました。今判明しているだけで田辺市、有田川町、それから日

高川町において林道施設被害や山崩れ等が起きまして、今現在の被害額は2億7700万ということになってございます。

この様な被害を受け、県と致しましても、早期の復旧に取り組みたいところですが、ここ数日もかなり雨が降っておりますので、今すぐに入っていくのが非常に危ないので、これからさらに林道等の被害が明らかになる可能性はございます。

それから、後から施策の概要について林業振興課長、森林整備課長からお話があると思いますが、昨年4月から「森林経営管理法」が施行され「森林環境譲与税」が交付されました。

各市町村には、一生懸命頑張っているところがある一方、なかなか使い道が分からないという市町村もございまして、県では円滑な事業実施に向けて市町村への支援を行っております。

私どもは、2015年を起点と致しまして、森林・林業総合戦略というものを作っております。その中で、和歌山県の林業をどの様にして行こうか、ということを決めております。

その中の1つの指標を申し上げますと、我々の先輩方の時代には、県内で年間100万立方メートル程伐っていましたが、私が県庁に入った時には、大体30万立方メートル程になっていました。それから右肩下がりになり、底が平成24年といえますから、今から8年前に15.8万立方メートルということで、底を打っております。

そこからですね、生産量を上げていくために森林・林業総合戦略というものを作りまして、今は右肩上がりに上がっております。

ちなみに、森林・林業総合戦略の中では、目指せ26万立方メートルということで、やっていたのですが実は、令和元年に26.2千立方メートルとなりまして、何とか達成したような次第でございます。

ただ、今年はですね、これからお話があるかと思いますが、コロナのこの様な状況下であり、やはり、買い方の木材の買い

森林・林業
局長

付け自体減っていたり、材価が下がったりということがありません。

また、これも昔の話でありますけれども、昭和30年代に国勢調査をしますと、和歌山県内には林業従事者が10,000人以上おりました。

今はそれが1,000人、特用林産も含めても1,000人と言う状況です。そういった中で和歌山県の森林・林業を維持していくには、毎年どれだけ人を雇っていかなくてはならないのかと言うと、森林・林業総合戦略に掲げているのですけれども、年間40人の人を雇っていかなくてはいけないとなっておりますが、この数年間1度もこの目標を達成したことがございません。

しかし、去年この目標数値40人に対して前年実績の約3倍となる32人となりました。また、ご存知の方も多いかと思いますが、上富田町に農林大学校の林業研修部があります。毎年の募集定員は10人となっておりますが毎年2、3人という状況が続いておりました。ところが去年は9人と過去最多となっております。今年は新規雇用40人、農林大学の林業研修部においては10名を目標にして、働いてくれる人がいなければ地域の林業は成り立たないので、その辺を特に頑張っていきたいと思っております。

最後になりましたけれども、本日の森林審議会では、林地開発行為の変更許可に係る報告や、令和2年度の森林・林業局の施策の概要について、ご説明させていただくこととしております。

委員の皆様には、忌憚のないご意見を賜りますようお願い致します。まして、開会のご挨拶とさせていただきます。

司 会

続きまして、県職員の出席者を紹介致します。

林業振興課 課長の 泉 清久です。

森林整備課 課長の 児玉 和久です。

林業振興課 計画班長の 西 弥生です。

森林整備課 治山班班長の 東 彰則です。

司 会

それでは、本日のスケジュールを簡単にご説明致します。
本日の議事は、
「（１）会長・副会長の選出、森林保全部会の部会長及び部会委員の指名」
「（２）林地開発行為の許可に関することについて」
「（３）その他」
となっております。
それではこれより、次第に基づきまして、議事を進めたいと存じます。

司 会

【議事１】
まず、「（１）会長・副会長の選出」についてでございます。
令和２年４月１日付けで委員の委嘱をさせていただいた後、今回が最初の審議会となります。
会長の選出につきましては、森林法第７１条第１項の規定に基づき、委員の皆様の互選により選出していただくことになってございますが、会長の選出について、いかが取り計らい致しましょうか。

■■■■委員

■■■■ 委員に会長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

司 会

ただ今、■■■■ 委員から ■■■■ 委員に会長を務めていただきたいとのご意見がございましたが、いかがでしょうか。

各委員

（拍手）

司 会

「異議なし」とのことでございますので、■■■■ 委員に会長をお願いしたいと存じます。

それではこれより、会議の議長につきましては、和歌山県森林審議会運営についての内規第５条の規定に基づき、■■■■ 会長をお願い致します。

■■■■ 会長、よろしくお願い致します。

■■■■会長
（以下「議長」）

ただ今、本審議会の会長に選出されました ■■■■でございます。

議長

皆様のご協力のもと、会長の職を努めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

【署名委員指名】

それでは、これより議長を務めさせていただきますので、円滑な議事進行に皆様のご協力をよろしくお願い致します。

まず、本日の議事録署名委員につきまして、私の方から指名させていただきます。

それでは、■■■■ 委員と ■■■■ 委員をお願いをします。

続きまして、副会長の選出ですが、和歌山県森林審議会運営についての内規第2条第1項により、委員の互選により選出させていただくことになってはいますが、いかがでしょうか。

■■■■ 委員

議長一任

議長

議長一任ということでございますので、■■■■ 委員をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

各委員

(拍手)

議長

ありがとうございます。
それでは、■■■■ 委員に副会長をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

続きまして、森林保全部会の部会長及び部会委員の指名についてですが、指名に先立ちまして、森林保全部会について、事務局から簡単に説明をお願いします。

林業振興課
計画班長

森林法施行令第7条第1項において、都道府県森林審議会に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができると規定されています。

この規定に基づき、和歌山県森林審議会森林保全部会設置要綱を定めており、要綱第2条第2項において4つの事項について審議することができるように規定しております。

林業振興課
計画班長

具体的には、森林法に基づく事項として、

- ・ 地域森林計画の変更に関する事。
- ・ 森林の土地の保全に関する事。
- ・ 保安林の指定の解除に関する事。

森林病虫害等防除法に基づく事項として、

- ・ 高度公益機能森林等に関する事。

でございます。

議 長

【部会委員指名】

ただ今、事務局から説明がありましたが、部会の委員につきましては、7人以内とし、会長が指名することになっておりますので、私の方から森林保全部会の委員を指名させていただきます。

森林保全部会の部会長には ■■■ 委員をお願いしたいと思います。

そして、森林保全部会委員には、

- 委員
- 委員
- 委員
- 委員
- 委員
- 委員

の皆様をお願いをします。

なお、■■■ 委員につきましては、本日も欠席ですので、事務局から連絡いただくようお願いいたします。

議 長

【議事2】

続きまして、報告事項「(2) 林地開発行為の許可に関する事について(変更許可事後報告)」に移ります。事務局から説明をお願いします。

森林整備課長

森林整備課の 児玉でございます。

どうぞよろしくお願いたします。

林地開発の許可につきましては、昭和49年に森林法が改正されまして、それから運用が始まっております。

森林整備課長

以前はゴルフ場や宅地の造成という、大規模な開発が多かった訳ですが、近年は再生エネルギーの買い取り制度が始まった関係で、例えば太陽光発電であったり、風力発電であったりと、再生可能エネルギーに関する事業が多い状況になっております。

一方では、局長の挨拶にもありましたが、近年、全国的に、今年もそうですが、非常に大規模な豪雨災害が発生している状況にありますので、我々と致しましても林地開発事務につきまして、今まで以上に適正に進めて参りたいと思っております。

本日報告致します案件につきましては、碎石残土処分場に関する案件となっております。詳細につきましては、担当である治山班から説明申し上げたいと思っておりますので、どうぞ、よろしくお願い致します。

森林整備課
治山班長

それでは、林地開発許可申請の変更事案の概要について、パワーポイントによりご説明させていただきます。

まず、開発事業者、開発目的についてご説明いたします。

当該箇所は、赤井工業株式会社と株式会社真永とが連名で、土石の採掘と事業場の設置を目的に、昭和57年に許可を取得し、現在に至るまで、継続的に開発行為を行っております。

今回は、土地利用計画の変更に伴う開発面積の増と、防災施設の位置及び構造の変更がありましたのでご報告します。

事業計画地は、本県北部の紀の川市神通に位置し、付近には県道62号線（泉佐野打田線）と二瀬川が南北方向に平行に走っています。

なお、開発地からの流下方向としては、北側の大阪府の泉佐野方面となり、計画地から約2キロ下流が県境となっております。

次に申請地の概要について、ご説明いたします。

当該申請地は、稜線を挟んで、青色で囲んだ採石場エリアと、赤色で囲んだ残土処理場エリアとに分かれます。

森林整備課
治山班長

なお、採石場エリアでは土石の採掘のほか、廃棄物の中間処理、リサイクル製品の製造等の企業活動が行われています。

それでは、今回の主な変更箇所について、ご説明いたします。
残土処理場エリアの管理道路の経路が変更されています。

盛土範囲にも変更がありました。

採石場エリアにおいては、廃石堆積範囲に変更がありました。

3号調整池の位置及び構造に変更がありました。

最後に、5号調整池の構造に変更がありました。

以上の結果、事業区域92.1924haに変更はありませんが、開発森林面積については、47.0389haから48.9031haへとなり、1.8642ha増加しております。

それでは、許可基準に関する4要件について、ご説明いたします。

最初に、災害の防止に関する観点で、造成計画について、ご説明いたします。

まず、採石場エリアについてですが、岩石掘削勾配が60度、盛土勾配は1割8分となっており、ともに小段を設けるなど、適正な造成計画となっております。

また、残土処理場エリアにつきましても、切土勾配が5分～8分、盛土勾配が1割8分となっており、小段を設けるなど、適正な造成計画となっております。

続いて、全体的な水の流れ、土砂流出防止対策について、ご説明いたします。

当該開発地には、沈砂機能を有した防災調整池が3箇所計画されており、その調整池に事業地内の雨水が集まるよう、計画されています。

そして、集めた雨水を調整池により砂を沈降させ、上澄みを事業地外へと排出する仕組みとなっております。

こちらが事業区域内の排水計画平面図になります。

区域内を小流域に区分し、それぞれの集水区域を満足する排水施設が計画されています。

また、雨水は各排水施設を経て、最終的には防災調整池へと流下する内容となっております。

なお、残土処理場の盛土箇所につきましては、暗渠排水施設を設置するとともに、盛土法面にも適切に排水施設の設置が計画されており、盛土全体の安定が図られる内容となっております。

以上、これらの対策から、下流への土砂流出の防止、災害の防止が図られた計画であると考えます。

盛土の安定計算、排水計算、沈砂容量の計算等につきましては、全て基準を満たしたものとなっております。

次に、水害の防止対策について、ご説明いたします。

まず、流域と流下方向についてですが、紫色に着色した、碎石場エリアからの排水については、そのまま二瀬川へと流下し、大阪府との府県境がある北方向へと流下していきます。

一方、オレンジ色で囲んだ残土処理場エリアからの排水については、いったん瀬川へと流下した後、NO. 4付近で二瀬川と合流し、北方向へと流下していきます。

それぞれの流下経路で、開発による一番影響を受ける地点（ネック点）を検討し、NO. 4、NO. 7を確認しています。

水害の防止対策としては、防災調整池を設置し、開発後に増加する流量を、ネック点において安全に流下させることができるよう、流量調整する計画となっております。

ここが今回の開発行為で最も影響を受ける狭窄部の状況です。

この狭窄部の断面積を基に、防災調整池の調整容量や、許容放流量等が設計されております。

それでは、防災調整池の構造等について、ご説明いたします。こちらが、3号防災調整池の図面です。

豪雨時には、この防災調整池に一時的に水を貯留し、下流の狭窄部を安全に流下させることができるよう、開発後の流量を、

森林整備課
治山班長

許容放流量以下にまで調整して放流する構造となっています。

擁壁の延長は17.0mで、高さは6.3mとなっており、調整容量約5,000m³、沈砂容量約1,600m³の規模となっております。

なお、調整池容量等の計算資料も添付されており、基準を満たした計画となっています。

こちらが、5号防災調整池の図面です。

擁壁の延長は22.5mで、高さは6.1mとなっており、調整容量約67,000m³、沈砂容量約118,000m³の規模となっております。

最後に、7号防災調整池の図面です。

擁壁の延長は26.8mで、高さは10.1mとなっており、調整容量約10,000m³、沈砂容量約2,000m³の規模となっております。

以上、3箇所の防災調整池の適正な設置により、水害の防止が図られた計画であると考えます。

続きまして、水の確保に対する計画について、ご説明します。

当事業計画地の森林に依存する、かんがい用水、飲用水等の水需要はありませんが、事業地からの排水を流下させるにあたり、中畑地区、神通地区の同意を得ております。

最後に、環境の保全に対する計画についてご説明いたします。

計画では、周辺森林への影響を考慮し、開発区域の周囲部に残置森林が適正に配置されており、森林率も基準値である25%以上の47.0%が確保されています。

よって、環境の保全が図られた計画であると考えます。

こちらが残置森林の状況です。

事業地周辺の森林は、スギ・ヒノキの人工林で構成され、尾根の一部に赤松が散見できる状況となっています。

以上のとおり、「災害の防止」「水害の防止」「水の確保」「環境の保全」の4つの許可要件を審査した結果、当該開発計画は適正で、関係市町村である紀の川市長の意見も「適」とな

森林整備課
治山班長

っていることから、許可相当であると判断し、令和2年6月25日付けで林地開発許可を下ろしております。

以上で、林地開発許可の変更事案に係る事後報告を終了させていただきます。

【質 疑】

議 長

ただ今、事務局から説明がありました。
委員の皆様からご意見、ご質問等をいただきたいと存じます。

委員

教えて頂きたいのですが、それぞれの調整池で浚渫の計画をされていると思うのですが、年に1回か2回、これは行った場合に県に対して報告はあるのでしょうか？

森林整備課
治山班長

ありません。しかし、定期的に確認は行っております。

議 長

他にございませんか。

委員

もし、確認されていたら教えてもらいたいのですが、7号防災調整池について、調整池自体については報告を受けていないということですが、他に比べて、これだけ計画沈砂量と沈砂容量が割と等しいというか、あまり余裕がない調整池ですね。

この場所自体が、1987年から30年以上経って、ここで事業をされている訳ですけれども、実際として気象条件がかなり変わってきている中で、この調整池が実際に機能を果たされているのかも含めて、定期的に確認されているのかお伺いします。

森林整備課
治山班長

採石場につきましては、以前碎石して穴を掘った所を、沈砂池として活用しておりまして、ある程度余裕のある沈砂容量が確保されています。一方で、残土処理場につきましては、前回の変更で新規として報告させて頂いた案件ですけれども、それについては、排出量を見越して容量を決めているということで、後追いで作ったもの、先行して作るでは、規模の考え方が違っ

森林整備課
治山班長

ております。

委員

今の質問に関してですが、昔と今では基準が変わることが、あるのでしょうか？

森林整備課
治山班長

採石場では下に掘れば掘るほど良い碎石が取れるということで、下に掘っていた穴を活用して、調整池と沈砂池にしております。昔使っていた所を、活用するという事で、余裕のある形になっております。

委員

基準が変わった訳ではないのですね？

森林整備課
治山班長

変わった訳ではありません。

森林整備課
治山班主任

質問に対する補足説明をさせて頂いてもよろしいでしょうか？

議長

どうぞ

森林整備課
治山班主任

7号調整池の規模が計画容量に対して、容量に近いのではないかという委員のご質問ですが、通常、林地開発につきましては、事業者の営利を目的とした施設でございますので、いわゆる基準で想定される計画容量に対して、それを最低限クリア出来るように、設置されるのが一般的でございます。

この基準をクリアしていることは、絶対必要なことですが、3号調整池、5号調整池につきましては、碎石業という特殊な事業形態をとっておりますので、穴を掘ることイコール水を貯めておく機能を有しているということもありますので、すこし大きめの容量が保たれているという状況にあります。

それから、近年の天候に対するご意見につきまして、この場所につきましては、50年に一度の、瞬間では時間雨量152ミリというような大雨が降ることを想定した調整池となっております。152ミリがずっと降り続くという意味ではないので

森林整備課
治山班主任

すが、そういった雨が24時間降り続いて、しかも、次第に強くなっていくということを想定して調整池の容量を決定しております。以上となります。

議 長

ありがとうございます。他に特に無いようでしたら、この件は報告事項ということで、次に移らせてもらいます。

議 長

続きまして「(3) その他」に移ります。
(令和2年度森林・林業局の施策の概要について)事務局から説明をお願いします。

林業振興課長

【議事3】

林業振興課の 泉でございます。
それでは、令和2年度の森林・林業局の施策の方針をレジメに沿って説明させていただきます。

本年度の基本方針と致しまして、局長からお話ございましたとおり、森林・林業総合戦略を大きな基本に致しまして、そのうち、今年度はこの部分を基本方針として取り組んでいこうというものを、ここに書かせて頂いております。

以前にもお話をさせて頂いておりますので、2回目、3回目となる委員の方もおられるとは思いますが、再度ご説明をさせて頂きます。

森林・林業総合戦略では林業に適した場所と森林保全を行う場所を分けて、森林ゾーニングをおこなっておりまして、産業施策を行っていくエリアと、環境施策を行っていくエリアに分けて施策を進めております。

また、昨年度から始まりました森林環境譲与税につきましては、令和2年に当初の予定が前倒され、市町村には約2.1倍、県には1.5倍の額が譲与されることになっております。

そういった背景ですので、一層森林整備を促進していかなくてはならない状況でございますが、冒頭の局長の説明にもござ

林業振興課長

いましたが、市町村としては、いきなり増額されたものですから、なかなか対応が追い付いていないというところもございまして、それにつきましては、県も一層市町村の支援に取り組んでいるところでございます。

県の役目としましては、今申しあげました市町村支援と「林業担い手の育成・確保」といったところで、昨年度の新規就業者は32人だったのを、目標の40人をクリア、また、林業研修部の定員10名を何とか確保しようと今頑張っているところです。

重点施策のところにつきましては、数字等を用いながらどういう状況になっているかご説明させていただきます。

まず、「1. 林業・木材産業の成長産業化」というところで、成熟してきた森林を十分に活用していくことが必要というところから、活用した上においては、再生産出来るように、再造林をきちんとやっけていこうと頑張っているところでございます。

きちんと活用していこうというところでは、令和元年の素材生産量は26.2万立方メートルとなり、森林・林業総合戦略では5年目に26万立方メートルという目標を立てておりましたが、3年目で達成できたということになっております。

今後も安定して、素材生産されるように引き続き頑張っていこうと思っております。

そのために、「①低コスト林業及び循環型林業の推進」ということで、林道・作業道等の路網の整備と、上富田町に建設されました木質バイオマス発電施設が今年6月から稼働したこともあり、山の方でも、製材用材・バイオマス用材をきちっと仕分けが出来るように、ストックヤードや山土場の整備も県単独事業の補助対象にしているところでございます。

また、高性能林業機械につきましては、今年度の予定では、県内事業体に4台入る予定になってございまして、これにより県内の高性能林業機械は135台となります。

ここ十数年で機械化が進んできたと思っております。

次は「森林施業の省力化」についてのことです。これまでは機械式の集材機で搬出していましたが、平成の24年から油圧集材機の開発について、県、事業体、機械メーカーが共同で取り組んでおり、油圧集材機というものがほとんど完成に近づいてきてございます。

それに付けて一緒に走らせる架線の中のロージンググラップルという、UFOキャッチャーの様なものの開発にも取り組んでおり、今までは、無線手動では出来た訳ですけども、それをAIを活用して自動で勝手に山に行って採ってくることを目指し、開発中ではございまして、秋から県内の森林において、実証試験が行われることになっており、年内の完成を目指して開発をおこなっているところでございます。

それと、「林業用資材運搬ドローン」ということで、これにつきましては、既に実際に活用されているところでございます。これまで、山へ苗木を担いで運んでいたものを、ドローンで運んでもらう、また、獣害ネットなんかもドローンで運んでもらえるということで、省力化・効率化を図っているところでございます。

これにつきましては、林野庁の補助の対象にしてもらう様、3月と先日は真砂会長と一緒に行って頂いて、要望をおこなったところでございます。

次に、「森林組合と民間事業体の連携」のところでは、森林組合法が改正されまして、来年の4月から施行される予定であり、いろいろ制約が緩和されるようになります。

このことにより、森林組合間で事業連携がやり易くなり、組合によって得意分野を異にするところがあるので、上手に組み合わせることで総合力の底上げを効率良くやっていけないものかと考えております。

これにつきましては、この秋に、国から担当者を呼んで、県森連さんと一緒に説明会が出来ればと考えてございまして、来年以降そういった連携を進めていければと思っております。

「伐採と植栽の一環システムの推進」ということで、伐採をやった後は直ぐに植えましょうということと、それをすることに

林業振興課長

よって、伐採する人と造林する人が無駄なく、効率良く作業が出来るようになります。

昨年は約250ha 植栽されているのですが、その内の約50ha、2割程度が一貫施業となっております。

これについては一般事業に係る、国の補助制度ができたため、伸びてございます。

今年については約70ha ぐらいを予定しているところでございます。

あともう一つは下刈りのコスト縮減です。

夏の暑い中、一番大変な作業ですけれども、これについては、国有林と共に、どの様にすれば下刈りが減らせるか、あるいは、下刈りの時期を変えれば作業が楽にならないか、といったようなことを、省力化に向けて一緒に勉強をさせて頂いております。

今のところは、高刈りや冬刈りについて四国森林管理局で一定の成果を得られていることから、一緒になって勉強しているところでございます。

もう一つは、「原木の安定供給」ということに関しましては、先ほど申しましたが、バイオマス発電の立地であったりとか、また稼働が始まります、といったようなことで、これに向けて安定的にきっちりと供給をしていこうというようなことでございます。

次は「②紀州材の販路拡大と需要拡大」についてです。

これまで紀州材展を首都圏の大消費地において行っておりまして、昨年は東京の2回に加えて名古屋でも1回行いました。

今年も名古屋で6月に予定していたのですが、コロナの関係で中止になりましたけれども、東京では既に1回行ってございますし、あと1回10月に計画をしているところでございます。

それと東京ビッグサイトではいろんな展示会がございまして、こちらに出展を予定していたのですが、これもコロナの関係で中止になってしまいました。

今はそれに代わる出展がどこかで出来ないかと探しているところでございます。

もう一つは、やっぱり都会の方にも森林環境譲与税が配分されます。

それについては、山の無いところでは、木材を使ってもらうようにということで、市町村と一緒にになって、木材を使う時には紀州材を使って下さいと、今やっております、昨年は県の方で、川崎市さんと一緒にになって、勉強会に入れて頂きまして、川崎市の方々に山に来て頂きました。今年も和歌山の材を見てもらう予定であります。

それともう一つは、日高川町さんが姉妹提携をしています泉大津市と狭山市の役所に行って、姉妹提携がらみで紀州材を使って下さいと、連携して働きかけを行っているところでございます。

東京五輪につきましては、昨年、皆様のご協力のもとで、製材品23立方メートルを出しました。2月には内覧会まで行ったんですけども、東京五輪が1年延びたものですから、本来であれば、終わった後、この冬にその材が戻って来るはずだったのですが、それが1年向こうになってしまったので、今年は、向こうに置きっぱなしというか、施設のままとということで、来年開催された後に、レガシーという風な格好で、活用していたければなと思っているところでございます。

「公共建築物の木造木質化」ということで、これについては以前から、木材利用方針であるとか、マニュアルであるとか、また、皆さんと一緒にになって、木の国プロジェクトということで、市町村へのキャラバン活動をやっているところでございます。

低層建築物（3階建て、3千平米まで）における県が建てる県有施設については、平成30年は約8割が木造になってございます。

しかしながら、市町村の方は2割行くか行かないか、といったようなところでございまして、市町村の方に、先ほど申し上げましたキャラバン活動を行い、積極的に働きかけていかなければならないということで、今年も各振興局の局長、また、その地域の木材・森林・林業関係の皆様方で、市町村長さんに、お願いをしていただきたいという様なことでやっているところでございます。

「建築士さんによる木造建築の普及」ということで、昨年まで5年間、木の国和歌山木造塾を開催してございまして、今年度から、建築士事務所協会さんの方に、相談窓口を設置していただいています。これについては、どうしても町村の営繕担当の方が、木造とか、そういったようなものに慣れていないということから、いろんな相談に乗っていただき、市町村の木造化木質化を図っていく一つとして、相談窓口をお願いしているというようなところでございます。

もう一つは「バイオマスの利用促進」ということで、先ほど言いました、上富田にあるグリーンサーマルについては、もう稼働が始まっておりますし、あと、新宮で2つ、これについてはまだ稼働は始まっていないですが、今建設中ではございまして、稼働に向けて原木の集荷が始まっております。

それと、有田川町でも1つ、規模は小さいですけれども、集荷に向けた地域の調整が図られているところです。

「県内素材生産量の増大に応じた並材加工施設の整備支援」といったことについては、山長商店さんが第2工場を建てるということで、原木の消費量が15,000立方メートルぐらい増えるといったようなことで、安定供給にも一層頑張っていかなければならないと言った状況でございます。

「③森林資源情報の整備」ということで、これについては航空レーザ測量データを解析して、森林現況把握をしていくということで、それを市町村の方と共有することで、市町村の森林環境譲与税、そういったようなところの支援を積極的にやっていきたいということです。これについては5、6年掛かるかなと、当初は思っていたんですが、先ほど言いました様に、譲与税がどんとアップしてきましたので、3年間でやれるのかなということで、令和3年までに人工林について進めているところでございます。

その次の「2. 多様で健全な森づくり」についてでございます。

ゾーニングに基づいて、経済林では公共造林等で搬出間伐や一貫施業を進めていますし、環境林の部分については、森林環

境譲与税を使ったり、または紀の国森づくり基金を使ったりして、林内整備、伐り捨て間伐というようなどころを実施しているところがございます。コンテナ苗の生産も最近順調に伸びてきておりまして、今、県内で約70万本苗木を生産している内で、約20万本くらいはコンテナ苗に代わってきている状況になってきております。それと、花粉症対策ということで、無花粉、少花粉のスギ、ヒノキを林業試験場の中辺路試験地に採穂園を造成してございまして、穂を採って、挿し木をして、苗木を作るということになるのですが、今のところ、12万本を目標に頑張っているところで、あと、3、4年位はかかるかなという感じになってきております。

「②多様な主体による森林づくり」ということは、企業の森のことになります。企業の森は昨年度末で96か所、84団体が取り組んで頂いておりまして、面積にすると289haとなっております。

これについては、長期総合計画で令和8年までに150か所にする目標がございますので、それに向けて新たなところへの誘致活動を行っているところですが、今年になって4、5月と営業活動ができていない状況になっております。

また、紀の国森づくり基金、緑の募金などを活用して、県民参加型の森林づくりも行っているところがございます。

今年は植樹祭を契機に毎年5月に「和歌山森林と樹木の日」のイベントを行っておりましたが、コロナの関係で、今年度は残念ながら中止になっているところがございます。

また昨年もお紹介させていただきました基金による緑育ですが、これについても、県内の小学校の約半数が取り組んでいただいている状況になってございます。

次の「③山地災害の防止」につきましては、先ほども説明がございましたように、やっぱり豪雨による災害が発生をしております。

平成23年の12号台風の被災から10年近く経つ訳ですけども、これについては概ね復旧してきています。

しかし、規模の大きなところにつきましては 竹中 委員のと

ころの国有林の方をお願いしております、順調に進めて頂いているところでございます。

またそれと同じように、田辺の上秋津の崩落のところについても、国有林の方で、それを止める工事をお願いして、行って頂いているというような状況になってございます。

その次は3番目の項目となります「3. 林業の担い手の育成・確保と活力のある山村づくり」になりますけども、経営管理制度、譲与税により適切に森林整備するためには、退職される方もおられますし、年齢もありますので、年間40名以上は確保しないと、持続的な森林整備ができないなということで今、頑張っているところでございます。

そのような関係で、林業研修部の林業経営コースで、研修されている方については、国の給付金制度があり、研修生には1年間に142万の給付金制度があるんですが、その年齢制限が44歳となっています。しかし、今年来てくれている人に44歳を超える人もおまして、44、45歳でも、来て卒業して頂ければ、65歳から70歳ぐらいまでは働けるんじゃないか、活躍して頂けるのではないかと、ということで、県独自で54歳まで10年プラスをした同じような給付金制度を設けて、みんなに来て頂けるように行っているところでございます。

都市部においてもですね、SNSを使ったり、東京、大阪などで林業体感セミナーを行って、和歌山の森で働きませんかと呼びかけをしているところで、一昨年が11人だった新規就労者が、昨年は32人となり、また今年も先ほどから申し上げています様に、40人を目標に頑張っていけたらと思っているところでございます。

それと同時に、林業労働力確保支援センターで、無料職業相談所、紹介事業を実施しまして、林業に特化してということで、今おこなっているところでございます。仕事だけではなく、住まいであったりとか、暮らしであったりとか、また、副収入であったりとか、そういったようないろんな情報を提供して、ワンストップでサービスをおこなっていくと、いったようなことでございます。

既存の林業従事者の方に対しても、スキルアップということで、架線の技術であったりとか、選木技術であったりとか、または高度伐木技術である高伐り・吊り伐りとか、そういったような技術の講習も行っているところでございます。

また経営者の方々に対しても、研修を行っているところで。林業研修部については、新しい機械で、新しい技術を学んで頂こうといったようなことで、今までも傾斜伐倒訓練装置だとか、風倒木の処理装置だとか、かかり木の処理装置だとか、そういったようなものを、安全研修のために充実し、それともう一つは最先端の環境整備ということで、高性能林業機械のシュミレーターまたは、森林の3Dの計測システムですとか、そういったようなものを整備しているところでございまして、今年も多機能アタッチメント付の林業機械を導入して、機器の環境整備を図っているところでございます。

「②活力のある山村づくり」といったところで、これについては特用林産の関係になります。

備長炭については、高知が生産量は一番になっているのですが、価格は和歌山の方がいいので、生産額にしたら圧倒的に和歌山の方が高いということになってございます。担い手についても、都会や街で、いろいろな情報と収集して、炭焼きをしたいと問い合わせも結構あるものですから、その機を逃さない様に、木炭協同組合と一緒にあって、そこに話を繋いで、誰かに教えてもらうとか、田辺には備長炭の研修窯がありますから、空いていれば紹介するなりして後継者対策をしております。

また、サカキ、ヒサカキといった花木については、やはり見栄えが高値になるというようなことも含めて、くくりの研修であったりとか、それと、今、サカキに悪さをする虫がありますものですから、それを林業試験場と一緒にあって防除方法について取り組んでいるところでございます。

やはり、特用林産は林業生産額の中で大方半分くらいを占めます。最近では搬出量が多くなってきたので木材が占める割合が少しずつ増えてはおりますが、まだまだ、特用林産の占める割合は高いですから、まだまだ頑張っていければとおもってございまして、こちら一番の問題は後継者問題となっております。

最後に、「4. 森林経営管理制度の円滑な運用・森林環境譲与税を活用した森林整備の促進」です。今年度から、災害防止国土保全機能の強化ということを国土強靱化の一環として、譲与税が当初予定を前倒して増額されたということもございますので、市町村の担当者の方々に積極的に支援を行っていただくということで、今年は研修を年に10回することにしております。

それから、今年は3か月に1回、各市町村を回って、いろいろな相談に応じるといったようなことを行っているところでございます。

この施策方針については以上なんですけども、最後に、これ以外のところで、少しプラスしてコロナの関係を申し上げますと、素材生産は4、5、6月と毎年この時期は、梅雨時期で落ちてくるものですが、今年はそれ以上に落ちてきていて、価格も市場で見ますと、スギで10,000円を切ってしまうと、9,500円、9,400円とかになっておりまして、この時期は毎年価格も落ちるものなんですけど、昨年より1,000~2,000円ほど落ちるといったような状況になっています。

今後、8月、9月でどれだけ毎年のように上がっていくか、そこら辺を十分に注視する必要があるのかなというふうに思っているところでございます。

また、製材、木材加工につきましては、一時プレカットの方で、売り上げが2割くらい減少し、また、輸出向けの合板は、輸出が止まってしまったものですから、出荷がストップしてしまったという状況もありました。建築用材につきましては製材所によって影響があるところとないところがありまして、一概には言えないのですが、一番多いところでは50%を超える影響があった製材所もありました。

やはり3~5月に営業ができていないところが、今後どの様に響いてくるのかということなどを注視していかなくてはならないと思っております。

紀州備長炭につきましては、都会での飲食が4月、5月はストップした関係で、出荷が止まってしまったようですが、これまで、紀州備長炭は作れば作るほど、どんどん取ってくれると

林業振興課長

ということで、東京の消費地問屋は、1回止めてしまうと、炭焼きさんが辞めってしまうと困るという心配もあったようで、倉庫がいっぱいになるまではとりあえずは買い支えをするから作ってくれという様なことでやってくれていまして、消費地問屋が一杯になったら今度は地元の産地問屋が買い支えるというようなことで、結構問屋さんが頑張っているという聞いてございます。

しかしながら、この問屋さんを通さず直に売っている人たちは一番影響を受けていると聞いております。その分を組合の方で、問屋さんの方へ紹介をしたりして頂いております。

また、最近、ちょっと戻ってきたかなというふうな感じになりましたけども、今後もコロナの影響がどうなるのか、注視していく必要があると思っております。

あとは特用林産、椎茸などですけども、普通のスーパー行の椎茸は、通常通り売っていますが、料亭に行くような高級品が止まったというような話を聞いてございます。

もう一つはサカキなんですけども、色んな儀式が無くなってしまったものですから減ってしまったのですが、最近徐々に回復傾向にあると聞いてございます。

そんな関係で、国とか県もいろんな支援、持続化給付金であるとか事業継続支援金などの補助事業といったようなものを作ってございまして、県でやっています県内事業者事業継続推進事業なんですけども、先週末現在で林業関係では26件の申請がありました。

コロナの関係を交えて説明をさせて頂きました。私からは以上です。

【質 疑】

はい。ありがとうございます。

今、ご説明頂きましたが、令和2年度の森林・林業局の施策の概要につきまして、委員の皆様方からご意見ご質問等を頂きたいと思っております。

何かございませんか？

議 長

委員

森林経営管理制度なんですけども、これは市町村がやられていることとは思いますが、和歌山県の市町村では実際にこの制度を使って、どのくらい集積がなされていて、実際に採択までいかれたケースは、まだ、始まったばかりですけども、あたりすぎるのか、または、もう出来そうな状況なのか、その辺りを教えてください。

林業振興課長

昨年度末、集積計画を立てたのが有田川町で2件、田辺市で6件ですが、まだ委託先が決まるころまでは至っていない状況です。

そのあと、4月以降でも集積計画4件が公告されていると聞いてございます。

県内では有田川町さんが一番進んでいまして、有田川町さんにトップを走ってもらい、他の市町村にノウハウを伝授してもらえるよう、お願いしているところでございます。

それと、所有者の方への意向調査は結構時間が掛かりますので、所有者からの申し出制度を積極的に使って、申し出のあったところを核にして周りの山を一体的に整備していく、この制度を活用してどんどん集約化を図っていこうということを、市町村の皆さまにお願いしておりますし、また、森林組合の皆さまにも、申し出制度をどんどん活用して、市町村に提案して、集約をした森林を森林組合が受けることができれば自分の仕事になりますから、頑張ってもらいたいようにお願いしております。

議長

はい、ありがとうございました。

委員

学校から頼まれて「緑育」に行くのですが、この間ショックなことがありまして、ここで話しさせていただきます。

世界遺産の熊野古道の周りは人工林になっているので、世界遺産の道を歩きながら、林業のことも伝えるし、ここが世界遺産の道だという事を伝えてきたのですが、限られた時間の中で森のこと、森に生きるものをも伝えてきたのですが、そういった事は言わなくていいと言われました。そんな勉強はいらないと。時間どおり歩いてくれればいいと。

これはあまり良いことではないと思い、西牟婁振興局に行っ

委員

て、これでは私たちがなぜ「緑育」に取り組むのか、分からなくなるとお伝えしました。

「緑育」を学校にお勧めする時には、こういうことができますと具体的な内容、例えば、広葉樹と針葉樹の違いであるとか、どういう所にどの様な木を植えるとか、そういうプログラムをお伝えします。

ただ、山の中を歩くだけ、もしかすると、バスを利用して世界遺産の中を歩くだけで、いいのかなとかいう風に思っていました。

和歌山で生まれ育った子供たちが、県内の森を自分たちで、しっかり育て守っていきこうとなるためには、もっと考えて取り組まないといけないと、すごく思いました。

そういう意味で、毎年、龍神村で村内の小学生を集めて、山を歩いて、緑の札を付けたりするのですが、ああいうふうに一斉にやるのがいいのかなと、考えました。

でも、いろんなやり方を考えていかなければならない時期なのかな、特に今はコロナの影響で学習面の遅れとかも言われまじすね。

でもそんな中で、県内の森をもっと県内の子供たちが自分のものとして考え、そして、和歌山県の木々がよそで使われて、みんなが喜ぶっていうことを、もう少し考えていかないといけないと感じました。

森林・林業
局長

委員、どうもありがとうございます。

歴史の話をしますと、私が30代だった頃、委員のお父さん、さんが和歌山県林業研究グループの会長でした。

その時に、初めて緑育というものに着手してから25年経ちましたが、平成5年の数字を今でも覚えています。わずか7校しかありませんでした。それが20年以上経って、今は和歌山県の半数の学校が取り組んでおります。

当初は学校数を増やそうと必死でやっていましたが、ところがいつの間にか、我々森林・林業局の職員も毎年のこととなっているし、学校の方も毎年のこととなっており、当初の意義というものがちょっと変わってきている様に思います。

今年もコロナの影響で学校は授業時間の確保に向かっています、それこそ夏休みもお盆の近辺しかないという状況ですので、

森林・林業
局長

改めて我々も教育関係者も原点に立ち返らないといけないと思
っております。

議 長

予定の時間が過ぎています。
この後予定がある方がおられたら申し訳ないですけど、では最
後に ■■■ 委員さんからお願いします。

■■■ 委員

この資料を見せてもらった時に、農林大学校の給付金制度を
44歳から54歳まで引き上げたってということが、すごく気にな
っていましたが、先ほど説明して頂いたんですごくよくわかり
ました。

実は今朝、働かして欲しいという電話がありました。しかし、
その方は自分は50前だから、果たして対象になるのでしょうか
かと聞かれました。

このような状況の中で、やっぱり年間40名の就労者の方を、
従事者を増やす必要があるのは分かりますし、年齢が上がって
もいいと思うんですが、やっぱりそれなりに若い方が林業に入
るのとは少し違う面が出てくるかもわかりませんので、これか
らの研修等々で、そういう方達が増えて来た時にある程度のフ
ォローをお願いいたします。

林業振興課長

今、言われたことは最もな事で、できるだけ若い人という
希望はありますが、さりとてというところもあります。

今は45歳から55歳までの方が相談会に多く来られます。

その辺りの方はやはり家庭を持っておられていて、1年間無収
入となると、踏ん切りが付かないということがあります。

従いまして140～150万円の給付金の対象になれば、1年
間だったらということで踏ん切りが付いて、今年も9人のうち
2人が、この給付を受けながら研修に来ていただいております。

言われるように、年齢に応じて、いろいろ対応を考えていか
なくてはいけないなと思っておりますし、何とか40名をクリ
アしたいなと思っておりますので、何かご意見がございましたら、
仰って頂きたいと思っております。

議 長

はい。
ありがとうございました。

議 長

少し時間が過ぎてしまいましたので、議事のほうはこれで終了させていただきたいと思えます。

委員

時間外で申し訳ありませが、路網に関してお願いしたいことかありまして、この10年ぐらいで作業道の整備が進んできましたが、林道があまり付いていません。

国の方で林道規程が変わって、トレーラー道というのが出来て、全国的にサプライチェーンを考えた戦略が出ている中で、ぜひ、和歌山県も乗り遅れないようにして頂ければと思えます。よろしくお願ひします。

議 長

今のは要望という事で、回答は求めないということでよろしいでしょうか。

委員の皆様には、長時間にわたりご審議をいただきありがとうございました。また、会議の進行にご協力をいただきましたことをお礼申し上げます。

これで、議長の職を終了させていただきます。

司 会

会長、どうもありがとうございました。

本日の審議会の議事の内容につきましては、追って、事務局にて議事録に取りまとめ、冒頭、会長から議事録署名人としてご指名いただきました、委員と委員に署名・捺印をお願いしたいと存じますので、よろしくお願ひ致します。

【閉 会】

以上をもちまして、本日の森林審議会は終了させていただきます。

委員の皆様におかれましては、長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。

気を付けてお帰りください。